平成２８年（フ）第３３０号
静岡県伊豆市土肥859番地の１　アサカマンション103号、前住所静岡県伊豆市土肥436番地の７
債務者　鈴木　康江
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３８０号
静岡県伊東市富戸939番地の14　ボナール城ヶ崎Ｂ棟201号、前住所静岡県下田市吉佐美2480番地の５
債務者　大竹　　縁
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０１号
愛知県あま市七宝町川部折戸77番地　横井マンション202号
債務者　水野加代子
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４１４号
名古屋市熱田区八番１丁目５番８号　ソネット８番402号
債務者　入口雄モイセス
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８２２号
札幌市清田区北野３条２丁目９番９号
債務者　佐々木文矢
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８３１号
札幌市白石区菊水５条１丁目７番43号　シャトー高原102号
債務者　野上　桂子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８８１号
札幌市西区発寒６条12丁目５番30号　ハウス530―301号
債務者　山口　孝幸（旧姓杉本）
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９３２号
札幌市清田区清田２条２丁目６番１号　セント・ガーデン105号
債務者　藤原　千鶴
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４０号
札幌市白石区本通14丁目南２番20号　パールベルハイツ10号
債務者　杉本　和子
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５２号
札幌市豊平区月寒東５条19丁目４番62号　八十嶋マンション102号
債務者　千葉　直樹
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６４号
札幌市中央区南８条西23丁目２番10―101号
債務者　田尻龍之助
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６９号
札幌市白石区菊水１条１丁目３番14―503号
債務者　相内　和恵
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８２号
札幌市南区南34条西９丁目２番５―106号
債務者　北川脳利子
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８号
北海道岩見沢市北３条西17丁目２番６号
債務者　高橋　美歩
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１６１号
北海道河西郡芽室町西１条７丁目２番地　公営住宅１―３
債務者　遠藤　徳義
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
群馬県前橋市山王町３番地10
債務者　末吉　和則
１　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７４号
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2753番地１　エディフィスＥＡＳＴ302
債務者　布施佐智代（旧姓相原）
１　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係